

医政発 0225 第 1 号
令和 8 年 2 月 25 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分） 施設整備促進支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「施設整備促進支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

施設整備促進支援事業実施要綱

1. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うことで、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保等を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者（以下「国庫補助事業対象の対象者」という。）に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

国庫補助事業対象の対象者に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価

高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

給付金の支給を受けた医療機関等は、都道府県に対して事業の実績を報告することとし、都道府県は、実績報告の内容を確認し、給付金の支給を受けた医療機関等が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 令和8年度までに施設整備に着工しなかった場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

2. 施設整備促進支援執行事業

(1) 事業の目的

本事業は、施設整備促進支援事業について、都道府県が執行事務を行う際に生じる経費を支援し、給付金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和7年12月16日（令和7年度補正予算成立日）から令和9年3月31日までに生じる、施設整備促進支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

施設整備促進支援事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費（都道府県職員の人件費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。